

給 生 一 4 1

令和 7 年 4 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「管理監督職勤務上限年齢による降任等の運用について」の一部改正について（通知）

「管理監督職勤務上限年齢による降任等の運用について（令和 4 年 2 月 1 8 日給生一 1 6）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 1 管理監督職勤務上限年齢による降任等関係 1・2 （略）	第 1 管理監督職勤務上限年齢による降任等関係 1・2 （略）

3 規則第3条第3号の「人事院が定める官職」は、次に掲げる官職とする。

一～五 (略)

(削る)

六・七 (略)

4 規則第4条第2項第1号の「人事院が定める官職」は、次に掲げる官職とする。

一・二 (略)

(削る)

5～7 (略)

3 規則第3条第3号の「人事院が定める官職」は、次に掲げる官職とする。

一～五 (略)

六 国立感染症研究所の所長、
感染症疫学センター長、エイ
ズ研究センター長、病原体ゲ
ノム解析研究センター長、イ
ンフルエンザ・呼吸器系ウイ
ルス研究センター長、薬剤耐
性研究センター長、感染症危
機管理研究センター長、治療
薬・ワクチン開発研究セン
ター長、実地疫学研究セン
ター長、次世代生物学的製剤
研究センター長、安全管理研
究センター長、品質管理研究
センター長及びハンセン病研
究センターの長

七・八 (略)

4 規則第4条第2項第1号の「人事院が定める官職」は、次に掲げる官職とする。

一・二 (略)

三 国立感染症研究所副所長

5～7 (略)

第3 その他事項 1～4 (略) <u>5 法第81条の5第2項又は第4項の規定による人事院の承認があつた場合は、当該承認を得て異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況について、規則第22条の規定による報告があつたものとみなす。</u>	第3 その他事項 1～4 (略) (新設)
---	--

以 上